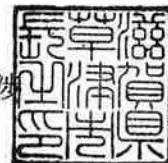


草人発第 1178号
令和3年12月20日

草津市隣保館等運営審議会
会長 伊藤 悅子 様

草津市長 橋 川 渉



「開かれた隣保館等の今後のあり方」について（諮問）

本市におきましては、国の地域改善対策協議会からの意見具申により、平成9年4月から隣保館の運営が特別対策から一般施策化されたことに伴い、平成12年1月、草津市隣保館等運営審議会に「隣保館等の今後のあり方について」諮問させていただき、平成12年10月に当審議会からいただいた答申に基づき、より地域に密着したコミュニティセンターとしてその役割を果たすべく、自主自立とまちづくりの推進、教育・文化的向上と地域交流の活性化、地域福祉の向上等をめざして、各種事業に取り組みました。

その後、それまでの10年間の取組や運営状況、残された課題等をもとに、平成22年5月に再度、当審議会に対し「新たな隣保館等の今後のあり方について」諮問させていただき、平成24年2月、当審議会から答申をいただき、平成25年3月に「新たな隣保館等の今後のあり方について基本方針」を定め、住民主体のまちづくりの推進、指定管理者制度の導入、自主活動学級における仲間づくり活動と学力補充部分の位置づけの明確化等を行うこととし、各種施策を効果的・積極的に推進してまいりました。

今般、当基本方針に基づく取組の進捗状況等を検証し、「開かれた隣保館等の今後のあり方」について、あらためて当審議会に諮問させていただき、当基本方針を改訂したく考えております。

つきましては、今後、本市において展開する社会福祉法に基づく隣保事業が、より多くの方々に享受され、教育文化の向上および社会福祉の増進が図れるよう、下記のとおり諮問いたしますので、審議のうえ答申いただきますようお願い申し上げます。

記

諮問事項 開かれた隣保館等の今後のあり方について